

# ○東京都市町村職員退職手当組合人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例

( 平成18年2月24日 )  
条例第3号

改正 平成28年 2月25日 条例第 5号

平成29年 3月 1日 条例第 4号

令和 4年11月25日 条例第 4号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者による報告)

**第2条** 任命権者は、毎年1回、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

**第3条** 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の競争試験及び選考の状況
- (4) 職員の給与の状況
- (5) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

**第4条** 公平委員会は、毎年1回、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

**第5条** 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分についての審査請求の状況
- (3) 人事管理に関する苦情処理の状況
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(管理者による公表)

**第6条** 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

**第7条** 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) その他管理者が必要と認める方法

2 前項第1号の閲覧所は、次に掲げる場所とする。

東京自治会館

(委任)

**第8条** この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

**附 則**

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年2月25日条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月1日条例第4号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年11月25日条例第4号)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。